

委員に占める女性の割合が40%未満の審議会等に係る

要因と目標達成に向けた今後の方策（2024.9.30）

(参考)

第5次男女共同参画基本計画※における委員に占める女性の割合の成果目標及び調査結果

項 目	調査結果 [2024年9月30日現在]	(前回)調査結果 [2023年9月30日現在]	成果目標※ (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	42.0%	42.1%	40%以上、60%以下 (2025年)

※令和2年12月25日閣議決定

府省庁	審議会等名	改選等の有無	委員に占める女性の割合(%)	要因	目標達成に向けた具体的方策
内閣府 (3)	宇宙政策委員会	○	33.3%	宇宙開発利用に関する政策に係る重要事項等を審議するためには、宇宙開発・利用及び関連分野に知見を有する者を委員にすることが必要であるが、これら分野においては女性の学識経験者等がすくないため	次回の人選にあたっては関連分野における女性の学識経験者等を一層積極的に任命するよう努める。
	障害者政策委員会		36.7%	改選に当たっては、人選の段階から積極的な女性委員の任命を検討し、結果、女性委員を1名増員させたものの、障害者施策を審議する委員会として、委員選定に当たっては障害種別にも配慮しながら障害当事者等に参画いただく等の委員人選上の制約があること等の理由から、40%以上に達しない結果となった。	次期改選で女性委員の数が1名増員すれば政府目標を達成する見込みであることから、次回の改選に当たっては、引き続き、委員に占める女性割合が上昇するよう候補者の選考に努めてまいりたい。
	原子力委員会	○	33.3%	原子力委員会設置法第3条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員1名の場合は、委員に占める女性の割合が33.3%となる。	女性の割合が40%に達しない理由は左記のとおりであり、委員定数の増加には法律改正等が必要となる。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。

金融庁 (1)	証券取引等 監視委員会		33.3%	金融庁設置法第10条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員1名の場合は、委員に占める女性の割合が33.3%となる。	女性の割合が40%に達しない理由は左記のとおりであり、2022年12月の改選時には、委員3名のうち、女性委員1名を選任した。委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。
消費者庁	食品衛生基準審議会	—	33.3%	令和6年9月に団体推薦委員の交替があり、本審議会委員にふさわしい者として男性委員を推薦いただいたため、結果的に女性委員割合が40%を満たさない状況となった。(40%→33.3%)	本審議会委員の任期は令和7年1月で満了し、その後委員の改選を控えていることから、委員選任に当たっては、委員に占める女性割合が上昇するよう女性の積極的な登用に努める。
法務省 (2)	検察官適格審査会	○	20.0%	検察官適格審査会の委員については、検察庁法及び検察官適格審査会令(昭和23年政令第292号)において、国会議員6名(衆4名・参2名)、最高裁判所判事1名、日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1名及び司法制度に関し学識経験を有する者2名と規定されている。 このうち、国会議員の委員については両議院においてそれぞれ選出する、最高裁判所判事及び日本学士院会員の委員についてはそれぞれ最高裁判所判事、日本学士院会員の互選によると規定されている上、当省に	成果目標にも留意しつつ、引き続き適正に委員の選任を行う。

				<p>において選任する学識経験者の委員についても、その選出時において女性の適任者がおらず、40%に満たなかったもの。</p>	
	法制審議会	○	35.0%	<p>法制審議会令において、「委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する」と規定されているが、女性の法律専門家がそもそも少ないのが現状であるため。</p>	<p>引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による委員について、各団体等に対して、団体からの推薦に当たって協力を要請するなどにより女性委員の登用に努める。</p>
外務省 (1)	外務人事 審議会	○	20.0%	<p>2024.9.24付で女性委員2名が任期満了で退任したため。</p>	<p>今後新たに委員を任命する際、女性を積極的に任命する。</p>
厚生 労働省 (3)	薬事審議会	○	36.8%	<p>医薬品の承認の可否等に関する審議を行うため、医薬品の評価等に必要な薬学等の高い専門性を有する学識経験者等から任命しているところであり、関係団体へも政府方針を伝え、女性委員の推薦を求めているが、関係団体での推薦候補の女性比率が低いことも要因の一つと考えられる。</p>	<p>関係団体へ政府方針を伝え、引き続き積極的に女性の委員候補者を推薦していただくよう求めるとともに、現在女性委員を選出している関係団体へも、引き続き女性委員を推薦していただくようを求めていく。 また、学識経験者の任命に当たっては積極的に女性の登用を図るため、早めの調整を行っていく。</p>

	医薬品等 行政評価・ 監視委員会	○	22.2%	<p>独立性・透明性が求められる委員会であり、発足時は外部委員からなる選考委員会において推薦団体を選び、推薦団体から候補者の推薦を受けて委員の選考を行った。</p> <p>今般の令和6年9月改選においては、委員が独立して職務を遂行する委員会であることを踏まえ、委員の意思を尊重した結果、全員留任となり、女性比率に変化はなかった。</p>	<p>当委員会に求められている中立・公正な第三者組織としての役割・機能が果たせるよう、医薬品等行政評価・監視委員会とよく相談しながら次期改選の具体的な方法を検討し、推薦団体に依頼する際には、女性委員の割合に関する政府方針等について丁寧に説明を行い、女性委員割合向上につながるよう理解を求めていく。</p>
	中央社会 保険医療 協議会	○	25.0%	<p>委員の改選時には女性委員を推薦していただくよう関係団体へ協力を求めたが、関係団体において医療保険分野に精通する女性役員の選出が難しく、女性委員比率が政府目標に満たないままとなった。</p>	<p>今後も政府方針について十分説明しご理解を頂くとともに、次期改選時には女性委員を推進していただくよう協力を求めていく。</p>
経 済 産 業 省 (4)	中央鉱山 保安協議会	○	20.0%	<p>中央鉱山保安協議会委員は、鉱山保安法において、学識経験者及び鉱業権者を代表する者、鉱山労働者を代表する者からそれぞれ同数（5名ずつ）を任命すると規定されているが、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者に女性が少ないという特殊な状況にあることから、女性委員比率が低くなっている。</p>	<p>中央鉱山保安協議会委員のうち、学識経験者5名中3名が女性委員となっている。委員改選の際に、引き続き情報収集を行い、鉱山保安政策について議論可能な女性委員の候補者を検討していく。</p>

	日本産業標準調査会	○	32.0%	再任予定の女性委員の手続きが遅れて一時的に減少した。また、所属先から男性委員を後任として推薦され、思うように女性委員の獲得に至らなかった。よって女性委員比率が40%を下回っている。	令和6年10月7日付で、手続きが遅れていた再任の女性委員2名の任命と、令和4年10月に10年満期となった女性委員を令和6年11月に男性委員の後任として再任していただくことで、再任後の女性委員の割合は40%を超える見込みである。
	総合資源エネルギー調査会	○	20.0%	総合資源エネルギー調査会女性委員2名が任期を迎え、委員数が純減したために女性委員比率が40%を下回っている。	委員の追加・改選の際に、引き続き情報収集を行い、エネルギー政策に造詣の深い女性委員の候補者を検討していく。
	中小企業政策審議会	○	37.5%	中小企業政策審議会の女性委員1名が任期を迎え、一時的に純減しているために女性委員比率が40%を下回っている。	来年度の開催に向けて、今年度に任期を迎えた女性委員の後任として、新たな女性委員1名の任命を検討する。
国土交通省 (3)	国土審議会	○	33.3%	職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性が2名となっているため。 国会議員を除いた有識者等の委員については、20名のうち女性が8名(40.0%)となっている。	今後の改選のタイミングにおいて、女性有識者の積極的な登用を行い女性比率の向上を目指す。
	国土開発幹線自動車道建設会議	○	0.0%	職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性がいないため。	衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。

	国立 研究開発 法人審議会		35.0%	議論内容に関する知識・知見を有する専門 家から委員を指名しており、候補者の女性 割合が低かったため。 なお、来年6月末の委員の改選に向け、委 員に占める女性の割合が40%以上になるよ う、女性候補者に積極的に打診を行っている。	委員の再任・新任の際に、女性委員を積極的に登 用するよう検討する。
環境省 (4)	臨時水俣病 認定審査会	○	0.0%	臨時水俣病認定審査会については、「水俣病 に係る医学に関し高度の学識と豊富な経験 を有する者」を任命することとしており、関 係自治体の認定審査会における審査実績を 踏まえて任命しているところ、こうした条件 を満たす女性有識者が現時点においていな いため。	関係自治体にも声をかけつつ、当該有識者の各審 査会における審査実績等も踏まえて、女性委員を 追加する方針。
	原子炉安全 専門審査会	○	37.9%	原子炉安全専門審査会の審査委員は、原子炉 に係る安全性に関する事項を調査審議する ため、透明性・中立性を確保した上で、原子 炉や放射線等の分野から学識経験のある者 を選定することとしているが、こうした条件 を満たす者が男女を問わず少ないため。	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性 比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を 続けていく。
	核燃料安全 専門審査会	○	31.6%	核燃料安全専門審査会の審査委員は、核燃料 物質に係る安全性に関する事項を調査審議 するため、透明性・中立性を確保した上で、 核燃料物質や放射性廃棄物等の分野から学 識経験のある者を選定することとしている	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性 比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を 続けていく。

				が、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。	
	放射線 審議会	○	37.5%	男性1名を新任し全体の人数が1名増加したため、女性委員の数は変わらないものの比率は低下した。	委員の再任・新任の際に、女性委員を積極的に登用するよう検討する。
防衛省 (1)	防衛人事 審議会	○	31.3%	防衛人事審議会は、防衛省組織令第51条に掲げる事務を掌るため、防衛人事審議会令の規定に基づき、学識経験のある者で構成された審議会である。 同審議会の所掌事務は、専門性を有するとともに、公正かつ均衡を図る観点から、法曹界、学界、報道界、官界、経済界の学識経験者の中から任命している。委員選定にあたっては、当該学識経験者の御理解や御都合にもよることから、結果的に女性委員登用の成果目標に至っていないものである。	委員の改選もしくは補充を実施する際に現委員や各界の関係団体に女性の学識経験者の紹介を特段に依頼する。また、内閣府の女性リーダー人材バンクを活用し、女性の学識経験者に積極的に打診する。 前回調査時点以降、3名の委員の改選があり、後任者推薦の際に努めて女性の推薦を依頼したところ、女性委員の登用が増加した。 今後も同様に後任者推薦の際に努めて女性の推薦を依頼していく。

(注) 改選の有無欄の○印は、前回の調査時点(2023.9.30)の翌日以降から今回の調査時点(2024.9.30)までの間に委員の改選(追加任命を含む。)があったもの。